令和８年（フ）第５９２号
埼玉県草加市西町1266番地３
債務者　小林　達也
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６６０号
埼玉県越谷市瓦曽根２丁目11番62号　ベルハイム103
債務者　石井　和仁
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６８５号
埼玉県春日部市備後東２丁目30番17号
債務者　一色　歩美（旧姓中島）
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第７１７号
埼玉県日高市高萩東二丁目36番12号
債務者　岸上　愛羅（旧姓東口）
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７６４号
埼玉県富士見市西みずほ台２丁目８番地４
第２村田ロイヤルハイツ104
債務者　増田　晴子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７８５号
埼玉県飯能市大字坂石424番地11
債務者　丸岡　美英
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７９１号
埼玉県ふじみ野市福岡中央一丁目１番15号キャッスルマンション上福岡408、前住所岩手県一関市山目字中野159番地１　ロイヤルシティ一関607
債務者　青木　実和
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７９２号
埼玉県富士見市ふじみ野西１丁目25番地７メルベーユふじみ野202
債務者　西村　峯子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第８０８号
埼玉県日高市大字野々宮182番地３
債務者　梶原　稜斗
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３６１号
埼玉県熊谷市上奈良1259番地４　医療法人弥生会ひこばえ、住民票上の住所埼玉県大里郡寄居町大字鉢形2803番地２
債務者　関根　章博
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３８９号
埼玉県比企郡吉見町大字地頭方333番地　ケアハウスよしみの202
債務者　工藤　雅智
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第８２７号
川崎市川崎区浅田１丁目５番27号　ユナイト浅田ブエノスディアス　201
債務者　鈴木　孝政
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８３５号
川崎市川崎区観音１丁目10番11―306号　市営観音住宅
債務者　長谷川智美
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第６６７号
相模原市南区相模台２丁目６番３号　パークサイド相模台203
債務者　保池　隼人
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１７８号
相模原市緑区西橋本１丁目８番13―１号
債務者　佐々木優愛
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４６４号
相模原市緑区城山４丁目16番18号
債務者　土屋　富美
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４９４号
相模原市中央区相模原４丁目９番４号　ライオンズマンション相模原第８　504号室
債務者　浜登　正義
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部